

昭和二十二年会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則
会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則を次のように定める。

第一章 事務総長官房

第一条 事務総長官房に、総務、人事、調査、会計及び法規の五課を置く。

第二条 総務課は、次の事務をつかさどる。

一 検査官会議の議事に関する事

二 院長又は総長の決裁を要する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）（人事課の所掌に属するものを除く。）の取扱いに関する事

三 国会との交渉に関する事

四 広報に関する事

五 各局に共通する検査事項の処理に関する事

六 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十三条の規定による検査をするものの指定に関する事

七 検査の計画及び実施に関する企画及び調整に関する事

八 年報の整備に関する事

九 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務

第三条 人事課は、次の事務をつかさどる。

一 院長の互選に関する事

二 院長に代わつてその職務を行う検査官を定める合議に関する事

三 会計検査院長、会計検査院事務総長及び会計検査院事務総局次長の官印並びに会計検査院印及び会計検査院事務総局印の管守に関する事

四 職員の出張に関する事

五 職員の任免、給与、分限、懲戒、保障、職務、職員団体及び人事記録に関する事（災害補償に関するものを除く。）

六 機構及び定員に関する事

七 児童手当に関する事

八 その他人事に関する事

第四条 調査課は、次の事務をつかさどる。

一 財政及び経済の調査に関する事

二 会計検査に関する調査研究に関する事

三 外国の財政監督制度の調査に関する事

四 最高会計検査機関国際組織に関する事

五 国際協力及び海外との連絡に関する事

第五条 会計課は、左の事務を掌る。

一 予算、決算及び収入、支出に関する事

二 国有財産及び物品（図書を除く。）に関する事

三 営繕及び契約に関する事

四 庁中の衛生及び警備に関する事

第六条 法規課は、次の事務をつかさどる。

一 会計検査院諸法規の制定及び改廃に関する事

二 会計検査院の所掌事務に関する改善事項の企画立案に関する事

三 法制の調査に関する事

四 会計検査院法第三十七条又は予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）第九条第五項の規定による意見の表示に関する事

五 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）に基づく指定又は承認に関する事

六 検査済否報告表の調査及び整理に関する事

七 会計検査院の保有する情報の公開に関する事

八 会計検査院の保有する個人情報保護に関する事

九 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事

十 前三号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない情報の管理に関する事

十一 官報掲載に関する事

十二 印刷に関する事

第六条の二 上席検定調査官は、次の事務をつかさどる。

一 懲戒処分に関する事

二 弁償責任の検定に関する事

三 検察庁に対する通告に関する事

四 審査に関する事

第六条の三 上席企画調査官は、次の事務をつかさどる。

一 会計検査に関する中長期的な企画に関する事

二 各局に共通する検査手法の開発及び検査事務の合理化に関する事

三 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の庶務に関する事

四 その他特に命ぜられた事項に関する事

第七条 厚生管理官は、次の事務をつかさどる。

一 職員の保健、衛生及び医療に関する事

二 宿舍の運営に関する事

三 会計検査院共済組合に関する事

四 その他職員の福利厚生に関する事

五 職員の災害補償に関する事

第七条の二 上席情報システム調査官は、情報システムに関する事務をつかさどる。

第七条の三 能力開発官は、次の事務をつかさどる。

一 会計検査院の所掌事務に関する研修に関する事

二 検査を受けるものの会計の監査に関する調査及び意見交換その他必要な連携に関する事

三 検査のための資料及び情報の収集、管理及び提供に関する事

四 会計検査院の活動に関する資料（年報を除く。）の整備に関する事

五 図書管理に関する事

六 国立国会図書館支部会計検査院図書館の業務に関する事

第二章 各局

第八条 各局に、別表課及び上席調査官の欄に掲げる課を置く。

第九条 各局に置かれる課及び上席調査官の事務分掌は、それぞれ別表事務分掌事項欄に定めるところによる。

第十条 監理官は、次の事務をつかさどる。

一 局内各課（上席調査官を含む。以下この条において同じ。）から局長に提出する文書の取扱いに関する事

二 局内各課に共通する検査事項の処理に関する事

三 局長印の管守に関する事

四 局長から特に命ぜられた事項について検査を行う事

五 前各号に掲げるもののほか、局の事務で、他の課の所掌に属しないものに関する事

附則 この規則は、昭和二十二年五月三日から、これを施行する。

附則（昭和二十三年二月二〇日会計検査院規則第五号）

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二十四年六月一日会計検査院規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十四年九月一日会計検査院規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年一月二二日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年一月一六日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年一月一六日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十〇年八月一日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四四年四月一日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三六六年四月一日会計検査院規則第一号）抄

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三七七年四月一日会計検査院規則第一号）

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則（昭和三八八年四月一日会計検査院規則第二号）

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和四三三年四月一日会計検査院規則第一号）

この規則は、昭和四十三三年四月一日から施行する。

附則（昭和四七年二月三日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年一月二二日会計検査院規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年一月二六日会計検査院規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年一月七日会計検査院規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一六年一〇月一日会計検査
院規則第五号）**

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局上席調査官（融資機関担当）の事務分掌事項欄の規定中独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る部分は独立行政法人奄美群島振興開発基金の成立の日から適用する。

2 旧奄美群島振興開発基金の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成一六年一二月一日会計検査
院規則第六号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一七年一二月二四日会計検査
院規則第一号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四局文部科学検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、平成一七年一月五日から適用する。

**附 則（平成一七年四月一日会計検査院
規則第二号）**

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人医薬品基盤研究所の成立の日から適用する。

2 予算決算及び会計令等の一部を改正する政令（平成一七年政令第一号）附則第二条の規定による廃止前の支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和五十五年政令第二十二号）第三条第二項に規定するセンター支出官の取り扱う経理の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年九月一日会計検査院
規則第六号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の成立の日から適用する。

**附 則（平成一七年九月三〇日会計検査
院規則第七号）**

1 この規則は、平成一七年十月一日から施行し、改正後の別表第二局上席調査官（年金担当）の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の成立の日から、同表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の成立の日から適用する。

2 旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団、旧本州四国連絡橋公団、旧日本原子力研究所及び旧核燃料サイクル開発機構の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成一八年一月二三日会計検査
院規則第一号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一八年一月三〇日会計検査
院規則第二号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一八年三月二二日会計検査
院規則第三号）**

1 この規則は、平成一八年四月一日から施行し、改正後の別表第一局司法検査課の事務分掌事項欄の規定は、日本司法支援センターの成立の日から、同表第二局上席調査官（年金担当）の事務分掌事項欄の規定は、年金積立金管理運用独立行政法人の成立の日から適用する。

2 旧独立行政法人消防研究所、旧独立行政法人産業医学総合研究所、旧年金資金運用基金、旧独立行政法人北海道開発土木研究所、旧独立行政法人海技大学校、旧独立行政法人国立青年の家、旧独立行政法人国立少年自然の家、旧独立行政法人農業者大学校、旧独立行政法人農業工学研究所、旧独立行政法人食品総合研究所及び旧独立行政法人さけ・ます資源管理センターの検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成一八年七月三一日会計検査
院規則第七号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一八年一二月三〇日会計
検査院規則第八号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一九年一月九日会計検査
院規則第一号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成一九年三月二二日会計検査
院規則第五号）**

1 この規則は、平成一九年四月一日から施行する。

2 旧住宅金融公庫、旧独立行政法人文化財研究所、旧独立行政法人肥飼料検査所、旧独立行政法人農業検査所、旧独立行政法人林木育種センター並びに経済産業省の旧電源開発促進対策特別会計及び旧石油及びエネルギー需給構造高度

化対策特別会計に係る経理の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年八月三一日会計検査
院規則第六号）**

この規則は、平成一九年九月一日から施行する。

**附 則（平成一九年一〇月一日会計検査
院規則第七号）**

この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 旧日本郵政公社の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年一二月三〇日会計
検査院規則第八号）**

この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成二十年三月三十一日以前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）以下「社会資本整備特別措置法」という。）第一条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百七条の規定による改正前の社会資本整備特別措置法第六条第二項第一号の特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）に関し各省各庁において取り扱う経理及び当該貸付けに係る会計検査院法第二十三条第一項第三号に規定する会計の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成二〇年四月一日会計検査院
規則第二号）**

この規則は、公布の日から施行する。

1 平成二十年三月三十一日以前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）以下「社会資本整備特別措置法」という。）第一条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三百七条の規定による改正前の社会資本整備特別措置法第六条第二項第一号の特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）に関し各省各庁において取り扱う経理及び当該貸付けに係る会計検査院法第二十三条第一項第三号に規定する会計の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成二〇年四月一日会計検査院
規則第四号）**

この規則は、公布の日から施行する。

1 旧独立行政法人緑資源機構の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成二〇年七月四日会計検査
院規則第五号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二〇年一〇月一日会計検査
院規則第七号）**

この規則は、公布の日から施行する。

1 旧公営企業金融公庫、旧国際協力銀行、旧独立行政法人通関情報処理センター、社会保険庁の旧政府管掌健康保険事業の医療給付に係る経

理、旧農林漁業金融公庫、旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫、旧日本政策投資銀行及び旧商工組合中央金庫の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

**附 則（平成二二年四月一日会計検査
院規則第二号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二二年六月一日会計検査
院規則第六号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二二年八月六日会計検査
院規則第七号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社産業革新機構の成立の日から適用する。

**附 則（平成二二年一〇月一日会計検査
院規則第八号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二二年一二月二八日会計
検査院規則第九号）**

この規則は、平成二二年一月一日から施行する。

**附 則（平成二二年四月一日会計検査
院規則第一号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二三年二月一〇日会計検査
院規則第二号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、平成二三年二月一日から適用する。

**附 則（平成二三年四月一日会計検査
院規則第六号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二三年九月二二日会計検査
院規則第八号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、原子力損害賠償支援機構の成立の日から適用する。

**附 則（平成二三年九月三〇日会計検査
院規則第九号）**

この規則は、平成二三年十月一日から施行する。

1 附 則（平成二十三年一月一日会計検査院規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

2 旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年二月一〇日会計検査院規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二四日会計検査院規則第二号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、平成二十四年二月十七日から適用する。

附 則（平成二十四年三月三〇日会計検査院規則第三号）
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成二十四年九月一九日会計検査院規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年二月一三日会計検査院規則第一号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の成立の日から適用する。

附 則（平成二十五年四月一日会計検査院規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月一日会計検査院規則第五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月一六日会計検査院規則第六号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局上席調査官（融資機関担当）の事務分掌事項欄の規定は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日から適用する。

附 則（平成二十五年一一月二二日会計検査院規則第七号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項

欄の規定は株式会社海外需要開拓支援機構の成立の日から適用する。

1 附 則（平成二十六年四月一日会計検査院規則第四号）
この規則は、公布の日から施行する。

2 旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構の検査の事務分掌については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年八月一八日会計検査院規則第七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年一〇月三一日会計検査院規則第八号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三局国土交通検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の成立の日から適用する。

附 則（平成二十六年一一月二二日会計検査院規則第九号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年一二月一〇日会計検査院規則第一〇号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年一二月二四日会計検査院規則第一一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月一〇日会計検査院規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日会計検査院規則第四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年一〇月一日会計検査院規則第五号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄の改正規定は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の成立の日から施行する。

附 則（平成二十八年四月一日会計検査院規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年五月六日会計検査院規則第六号）抄
この規則は、公布の日から施行する。

1 第一条の規定による改正後の別表第三局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、平成二十八年三月十八日から適用する。

附 則（平成二十八年一一月二四日会計検査院規則第九号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年二月三日会計検査院規則第一号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、外国人技能実習機構の成立の日から適用する。

附 則（平成二十九年三月三一日会計検査院規則第三号）抄
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年七月七日会計検査院規則第六号）
この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附 則（平成二十九年九月一日会計検査院規則第七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一二月一日会計検査院規則第九号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二〇日会計検査院規則第二号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二五日会計検査院規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年四月一日会計検査院規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月七日会計検査院規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日会計検査院規則第四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月一日会計検査院規則第四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日会計検査院規則第六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年四月一日会計検査院規則第七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一一月一四日会計検査院規則第九号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三局環境検査課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社脱炭素化支援機構の成立の日から適用する。

附 則（令和五年三月三一日会計検査院規則第四号）
この規則は、令和五年四月一日から施行し、改正後の別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄の規定は、福島国際研究教育機構の成立の日から適用する。

2 この規則による改正前の別表の備考三の規定により事務総長から特に命ぜられた事項は、この規則の施行の際、改正後の別表の備考三の規定により事務総長から特に命ぜられた事項とみなす。

附 則（令和五年九月一日会計検査院規則第五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年九月二九日会計検査院規則第六号）
この規則は、令和五年十月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日会計検査院規則第二号）
この規則は、金融経済教育推進機構の成立の日から施行する。

附 則（令和六年六月一四日会計検査院規則第四号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構の成立の日から適用する。

別表（第八条、第九条関係）

局	課	上	事務分掌事項
第一局	財務検査第一課	調査官	決算、債権及び物品の検査の総括
		席調	国会、内閣、内閣府（他の課の所掌に属する分を除く。以下同じ。）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保

局 四 第		官 道 路 (担当)	文 科 学 第 一 査 課	文 科 学 第 二 査 課	上 席 調 査 官 (文 部 科 学 担当)
速道路株式会社、本州四国連絡 高速道路株式会社、独立行政法 人日本高速道路保有・債務返済 機構、首都高速道路株式会社及 び阪神高速道路株式会社の検査 に関する事務		文部科学省（他の課の所掌に属 する分を除く）、独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所、 独立行政法人国立科学博物館、 独立行政法人国立科学美術館、 独立行政法人国立美術館、独立 行政法人教職員支援機構、独立 行政法人日本スポーツ振興セン ター、独立行政法人日本芸術文 化振興会、独立行政法人国立青 少年教育振興機構、独立行政法 人国立文化財機構及び放送大学 学園の検査に関する事務	文部科学省高等教育局、科学技 術・学術政策局及び研究振興局、 日本学士院、科学技術・学術政 策研究所、日本私立学校振興・ 共済事業団、独立行政法人大学 入試センター、国立研究開発法 人科学技術振興機構、独立行政 法人日本学術振興会、独立行政 法人日本学生支援機構、国立大 学法人法（平成十五年法律第百 十二号）別表第一に掲げる国立 大学法人及び同法別表第二に掲 げる大学共同利用機関法人、独 立行政法人国立高等専門学校機 構、独立行政法人大学改革支 援・学位授与機構並びに国立研 究開発法人日本医療研究開発機 構の検査に関する事務	文部科学省研究開発局、国立研 究開発法人物質・材料研究機構、 国立研究開発法人防災科学技術 研究所、国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構、国立研 究開発法人理化学研究所、国立 研究開発法人宇宙航空研究開発 機構、国立研究開発法人海洋研 究開発機構及び国立研究開発法	

局 五 第		農 林 水 産 第 一 査 課	農 林 水 産 第 二 査 課	農 林 水 産 第 三 査 課	農 林 水 産 第 四 査 課	上 席 調 査 官 (情 報 通 信 ・ 郵 政 担当)
人日本原子力研究開発機構の検 査に関する事務		農林水産省（他の課の所掌に属 する分を除く）、独立行政法人 農林水産消費安全技術センター、 株式会社農林漁業成長産業化支 援機構及び独立行政法人農業者 年金基金の検査に関する事務	農林水産省農村振興局の検査に 関する事務	農林水産省消費・安全局畜水産 安全管理課及び動物衛生課並び に畜産局、動物検疫所、動物医 薬品検査所、水産庁、日本中央 競馬会、独立行政法人家畜改良 センター、国立研究開発法人水 産研究・教育機構並びに独立行 政法人農畜産業振興機構の検査 に関する事務	農林水産省農林水産技術会議、 林野庁、国立研究開発法人農 業・食品産業技術総合研究機構、 国立研究開発法人国際農林水産 業研究センター及び国立研究開 発法人森林研究・整備機構の検 査に関する事務	デジタル庁、総務省国際戦略局、 情報流通行政局、総合通信基盤 局及びサイバーセキュリティ統 括官、情報通信政策研究所、国 立研究開発法人情報通信研究機 構並びに株式会社海外通信・放 送・郵便事業支援機構の検査に 関する事務

上 席 調 査 官 (特 別 査 査)		上 席 調 査 官 (融 資 関 連 機 関 担 当)	上 席 調 査 官 (特 別 査 査)	上 席 調 査 官 (特 別 査 査)	上 席 調 査 官 (特 別 査 査)
経済産業省（他の課の所掌に属 する分を除く）、国立研究開発 法人産業技術総合研究所、独立 行政法人製品評価技術基盤機構、 独立行政法人日本貿易振興機構、 独立行政法人情報処理推進機構、 独立行政法人中小企業基盤整備 機構、株式会社産業革新投資機 構、株式会社海外需要開拓支援 機構及び株式会社日本貿易保険 の検査に関する事務		経済産業省（他の課の所掌に属 する分を除く）、国立研究開発 法人産業技術総合研究所、独立 行政法人製品評価技術基盤機構、 独立行政法人日本貿易振興機構、 独立行政法人情報処理推進機構、 独立行政法人中小企業基盤整備 機構、株式会社産業革新投資機 構、株式会社海外需要開拓支援 機構及び株式会社日本貿易保険 の検査に関する事務	内閣府の原子力災害に関する事 務に係る経理、経済産業省のエ ネルギー対策特別会計に係る経 理、資源エネルギー庁、原子力 規制委員会、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開 発機構、独立行政法人エネルギー ・金属鉱物資源機構、原子力 損害賠償・廃炉等支援機構、脱 炭素成長型経済構造移行推進機 構及び日本アルコール産業株式 会社の検査に関する事務	沖縄振興開発金融公庫、株式会 社日本政策金融公庫、株式会社 国際協力銀行、独立行政法人農 林漁業信用基金、独立行政法人 奄美群島振興開発基金、独立行 政法人住宅金融支援機構、株式 会社日本政策投資銀行、株式会 社民間資金等活用事業推進機構 及び株式会社商工組合中央金庫 の検査に関する事務	国会法（昭和二十二年法律第七 十九号）第一百五十五条（同法第五 十条の四第一項において準用す る場合を含む。以下同じ。）の規 定による要請に係る国の会計経 理に関する特定の事項その他の 事務総長から特に命ぜられた事 項の検査に関する事務

検査

（担当）

備考

一 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条第三号に規定するセンター支出官の取り扱う経理の検査については、この表の定めにかかわらず、第一局財務検査第一課が分掌するものとする。

二 国土交通省又は内閣府が各省各庁から委任された官公庁施設の整備に係る経理（一に掲げるものを除く。）の検査については、この表の定めにかかわらず、第三局国土交通検査第一課が分掌するものとする。

三 検査を受けるもののデジタル社会の形成に関する施策その他の情報通信に係る経理に関する検査のうち事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表の定めにかかわらず、第五局デジタル検査課が分掌するものとする。

四 会計検査院法第二十三条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する各会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、各その主管庁の検査を分掌している課が分掌し、同項第五号に規定する会計の検査は、この表に定めのある場合を除くほか、それぞれ同号の国が出資しているものの検査を分掌している課が分掌する。ただし、共管その他分掌の不明なものについては、事務総長の定めるところによる。

五 二以上の課の事務分掌事項に係る検査のうち横断的な処理を要する事項として事務総長から特に命ぜられた事項の検査については、この表及び三の定めにかかわらず、一時的に、事務総長が定める課が分掌するものとする。

六 国の会計経理の検査に関する事務を分掌している課（財務検査第一課を除く。）については、当該国の会計経理の検査に關し必要な範囲で、内閣の検査を行うことができる。

七 国以外のものの会計経理の検査に関する事務を分掌している課については、当該国以外のものの会計経理の検査に關し必要な範囲で、当該国以外のものの主管庁の検査を行うことができる。